

議案第 5 1 号

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 6 月 3 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。